

平成 30 年度
定期監査等結果報告書
消防本部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 阿 部 秀 文
同 小 野 茂

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、平成30年10月25日に佐藤和良監査委員及び赤津一夫監査委員が退任し、同月26日に阿部秀文監査委員及び小野茂監査委員が就任しました。

1 監査の対象 消防本部

2 監査実施期間 平成30年8月3日から同年11月16日まで

3 監査の範囲 平成30年4月1日から同年6月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が確実かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

消防長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

危険物設置許可手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(平消防署、勿来消防署)

※ 平消防署において、危険物取扱所の変更の許可に係る検査手数料等として平成30年6月28日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月29日(金)までに払い込まなければならないが、同年7月3日(火)に払い込まれていた。

なお、勿来消防署においても、同様の例が認められた。【類例1件あり】

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

2 支出事務（その1）

消防団員出動手当に係る支出事務において、適正な処理がなされていない例が認められた。

（総務課、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署、四倉分署、小川分遣所）

【事例1】平消防署（機械器具の点検）

※ 平成30年4月分の機械器具の点検に係る消防団員出動手当において、機械器具が配置されていない第1支団第1分団本部に対し、5名分の出動手当が支給されていた。

【事例2】平消防署（機械器具の点検及び規律訓練競技練習）

※ 平成30年4月分の機械器具の点検に係る消防団員出動手当について、第1支団第4分団第2班においては、7名の出動報告がなされているが、5名分の出動手当が支給されていた。

また、同月分の規律訓練競技練習に係る消防団員出動手当について、第1支団第4分団においては、計93名の出動報告がなされているが、94名分の出動手当が支給されていた。

これは、消防本部総務課が作成している事務マニュアルにおいて、機械器具点検等については、適正な必要人員を予め示し、当該人員内での支給としているためであり、他の消防署等においても同様に、報告書の出動人数に基づかない出動手当が支給されていた。

いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例

（費用弁償）

第14条 団員が、水火災その他の災害、警戒及び訓練のため出動し、又は職務に従事した場合においては、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水火災その他の災害のため現場に出動した場合1回につき1,000円。ただし、水害及び山林火災の防除のため現場活動に3時間以上従事した場合1回につき2,000円
- (2) 現場出動のため、消防団員詰所等において待機した場合1回につき1,000円
- (3) 警戒若しくは訓練に出動した場合又は職務に従事した場合1回につき1,000円

3～6 （略）

3 支出事務（その2）

超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。

（小川分遣所、江名分遣所）

【事例1】小川分遣所

※ 平成30年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、夜勤手当の時間数が合計25時間、夜間勤務手当の回数が合計11回となること、25時間・10回と計算されていた。また、諸手当実績報告書においては、当該時間数については23時間、当該回数については10回と記載されていた。

【事例2】江名分遣所

※ 平成30年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、支給割合を100分の150とする超過勤務手当の時間数が合計5時間20分となること、6時間20分と計算されていた。また、諸手当実績報告書においても、支給割合を100分の150とする超過勤務手当の時間数について、5時間となるべきところ6時間と記載されていた。

いわき市職員の給与に関する条例

（超過勤務手当）

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)～(2) (略)

2～6 (略)

（夜勤手当）

第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例

（消防職員の特殊勤務手当）

第12条 消防職員の特殊勤務手当は、次のとおりに区分する。

(1)～(5) (略)

(6) 夜間勤務手当

(7)～(8) (略)

2～6 (略)

7 夜間勤務手当は、消防職員が正規の勤務時間による勤務が深夜の場合に支給する。

8～9 (略)

10 第1項に規定する特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で市長が規則で定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 夜間勤務手当 当該業務に従事した1勤務について130円

(7)～(8) (略)

いわき市職員の給与の支給に関する規則

(超過勤務手当の支給割合)

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125 (略)

(2) (略)

2 (略)

いわき市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

(消防職員の手当の額)

第10条 条例第12条第10項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 夜間勤務手当 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した1勤務について130円

(7)～(8) (略)

4 支出事務（その3）

勤務時間の割振り変更に関する事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。

(小川分遣所、川前分遣所)

※ 勤務時間の割振り変更については、特に勤務することを命ずる必要がある場合に、連続する4時間の勤務時間を週休日に割り振ることができるものであるが、小川分遣所において、「週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿」に新たな勤務日等として記載された勤務時間は、連続する4時間ではないことから、割振り変更で対応することは適当でない。また、業務内容についても適切でない例が見受けられたことから、併せて適正に処理されたい。

なお、川前分遣所においても、同様の例が認められた。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市長が規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市長が規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 (略)

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条の市長が規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 (略)

3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

<参考>

週休日の振替等事務処理マニュアル（総務部職員課）

（抜粋）

第2 週休日の振替等の留意事項について

（略）

2 割振り変更（4時間）の留意事項について

(1) 週休日に6時間の勤務を命ぜられた場合（昼休み相当の休憩を挟む）

7:30	8:30	10:00	12:00	13:00	15:00	17:00	18:15
		勤務時間 2時間	休憩	勤務時間 2時間	勤務時間 2時間		
		割振り変更		割振り変更	超勤対応		

※ 7:30 から 18:15 までの範囲内において、連続する4時間の勤務時間（休憩時間による1時間程度の中断までは可）は、割振り変更（4時間）を原則とし、15:00 から 17:00 までの2時間の勤務時間は超過勤務で対応すること。

5 契約事務（その1）

消防自動車分解整備に係る契約事務において、設計書の決定に対する専決がなされていなかった。

(警防課)

※ 先端屈折式はしご付消防自動車分解整備に係る契約事務においては、その設計額が500万円以上であることから、市職務権限規程の改正（平成30年4月1日施行）に伴い、設計書の決定について消防長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。

いわき市職務権限規程

(権限行使の区分)

第32条 各職位は、共通事務、財務事務及び分掌事務の専決については、次項及び別表第2から別表第5までに定めるところにより行う。

2～3 (略)

別表第2（第32条関係） ※抜粋

共通専決事項

2 財務事項

(7) その他の契約関係（火災保険及び自動車損害賠償責任保険以外の自動車損害保険契約を除く。）

項目	副市長	本庁機関	
		部長	課長
1 入札又は見積の執行の決定	見積額又は設計額が1,000万円以上2,000万円未満	見積額又は設計額が500万円以上1,000万円未満	見積額又は設計額が500万円未満
2 <u>設計書の決定</u>		見積額又は設計額が500万円以上	見積額又は設計額が500万円未満
3 予定価格及び最低制限価格の決定			

備考

1 この表中「部長」とは、部長、危機管理監、会計管理者、文化スポーツ室長、観光交流室長、生活排水対策室長、地域医療介護室長、公営競技事務所長、いわき芸術文化交流館長、保健所長、消防長及び議会事務局長をいう。

6 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（予防課）

※ 特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査申請に係る審査委託における契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。【類例2件あり】

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

<意見又は要望とする事項>

支出事務（消防団員の報酬等に係る支給方法について）

消防団員の報酬については、市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例に基づき、団長、団員等の区分に応じた報酬を支給することとなっている。また、費用弁償については、同条例に基づき、団員が、水火災その他の災害、警戒及び訓練のため出動し、又は職務に従事した場合において、その費用を弁償することとなっており、災害のため現場に出動した場合や訓練に出動した場合等に応じて、所定の額を支給することとなっている。

これら報酬及び出動手当については、消防団に入団する際に届け出る「消防団入団願」において、消防団長を代理人と定め、報酬等の受領に関することを委任していることから、全額が支団の口座に支給されている。

しかしながら、総務省消防庁から平成30年1月に通知された「消防団員の確保等に向けた重点取組事項について」においては、処遇の改善への取組みとして、年額報酬や出動手当を引き上げることと併せて、「年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」が挙げられている。当該通知は、消防庁が設置した「消防団員の確保方策等に関する検討会」からの報告を踏まえたものであり、検討会が実施した消防団の実態に関するアンケート調査の中では、「手当や報酬が各分団等の口座への支給となっており、個人に直接支給ができていない。」といった課題が寄せられている。

また、今回の監査において、消防団員出動手当に係る支出事務については、不適正な処理がなされている事例が認められたところであるが、個人に支給されるべき現金が団体の口座に入ることにしても、様々なリスクが考えられる。

消防団は、地域防災力の中核として地域の安心・安全を守るとともに、日頃から地域コミュニティの維持及び活性化にも大きな役割を果たしている。平成25年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、本市においても、同法を受けた様々な取組みを実施しているものの、消防団員数は年々減少が続いている。

消防団を取り巻く環境が変化している中で、既に消防団員となっている方に報いるのみならず、今後、新しい方の入団の意欲を高めるためにも、報酬等については適切に支給されることが望ましい。消防本部においても、現在の支給方法については問題意識を持っており、個人口座への支給に向けた事務を進めているところであるが、消防団員の報酬等に係る透明性の確保やリスクの軽減に資するためにも、消防団の理解を得ながら、早急に対応されることを望むものである。

(総務課)